

長崎県建設関連業務委託共同企業体取扱要領

平成22年3月25日 21建企第735号
最終改正 令和6年4月5日 6建企第7号

1. 目的

この要領は、長崎県が発注する測量、設計及び調査等に係る建設関連業務委託(以下「業務委託」という。)において県内業者の技術の向上のため、共同受注により、県内業者の育成と経済的地位向上を図ることを目的として結成する共同企業体の基本的要件、結成手続等について必要な事項を定めるものとする。

2. 特定建設関連業務委託共同企業体の性格

業務ごとに結成する共同企業体を特定建設関連業務委託共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。

3. 特定建設関連業務委託共同企業体の種類

- (1) 甲型特定建設関連業務委託共同企業体(以下「甲型共同企業体」という。)
 - a. 出資比率に応じて業務を分担する共同企業体であること。(共同請負型方式)
 - b. 共同企業体の出資比率は、2企業構成の場合に1構成員あたり30%以上とする。
 - c. 構成員は、その分担業務毎に、担当技術者を配置するものとする。また、代表構成員は、管理技術者及び照査技術者を1名配置するものとする。
- (2) 乙型特定建設関連業務委託共同企業体(以下「乙型共同企業体」という。)
 - a. 構成員の組み合わせは、業務内容毎に業務を分担する共同企業体であること。(分担請負型方式)
 - b. 構成員の数及び出資比率の要件は付さないものとする。
 - c. 構成員は、その分担業務毎に、担当技術者を配置するものとする。また、代表構成員は、管理技術者を1名配置するものとする。

4. 共同企業体に発注できる業務

共同企業体に発注できる業務は、原則として設計金額1000万円以上の業務とする。
なお、各共同企業体への発注方針については次のとおりとする。

- (1) 甲型共同企業体(共同請負型方式)によることが適当と判断される場合
 - a. 県外企業及び県内企業のうち同種業務の施工実績を有する者(以下、「県外企業等」という。))と県内企業との組み合わせによる共同企業体に発注でき

る業務は、県内企業単独では実施が困難で高度な技術を要する業務で、県外企業等との協業関係のもとに県内企業の技術者の技術の向上が期待できる業務とする。

- (2) 乙型共同企業体（分担請負型方式）によることが適当と判断される場合
 - a. 異なる業種の組合せにより業務を分担できる場合
 - b. 発注する業務の設計内容を業種別毎に区分し業務を分担できる場合

5．構成員の組み合わせ

原則として、次の組み合わせとする。

- (1) 県外企業等と県内企業との組み合わせ
- (2) 県内企業同士の組み合わせ

6．共同企業体構成員の資格

発注業務ごとに定める資格要件を満たす者であること。

7．代表者の選定とその出資比率

- (1) 甲型共同企業体の代表者

円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とする。また、代表者の出資比率は構成員中最大とする。

- (2) 乙型共同企業体の代表者

代表者は、構成員において決定された者とする。

8．共同企業体結成の方法

自主結成とする。

9．共同企業体の届出

共同企業体の結成後、共同企業体の代表者は、別に定める他、次の書面を発注者に提出するものとする。

- (1) 甲型共同企業体

特定建設関連業務委託共同企業体協定書（甲型）（様式1）の写し

- (2) 乙型共同企業体

- (a) 参加申請時に提出

特定建設関連業務委託共同企業体協定書（乙型）（様式2）の写し

(b)落札決定後の契約時に提出

特定建設関連業務委託共同企業体協定書第8条に基づく協定書(様式3)

(c)変更契約時に提出

特定建設関連業務委託共同企業体協定書第8条に基づく変更協定書(様式4)

10. 共同企業体の資格審査

共同企業体の資格審査は、定められた資格要件について行うものとする。

11. 存続期間等

(1) 業務の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、原則として当該業務に係る委託契約の履行後3月を経過した日までとするが、必要がある場合は委託契約の履行後12月以内までとすることができる。ただし、当該期間満了後において、当該業務につき、かし担保責任がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

(2) 当該業務につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

12. 共同企業体との契約等

共同企業体との委託契約書には、当該特定建設関連業務委託共同企業体名を明記するとともに、全ての構成員が連記、押印するものとする。

当該契約に基づく工事の監督、業務の請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の支払い、発注者の指示等は、協定書に基づく当該共同企業体の代表者に行うものとし、その行為は、他の全ての構成員に行ったものとみなす。

13. その他

この要領に定めのない事項については、競争参加資格委員会において定める。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。(平成22年3月25日21建企第735号)

この要領は、平成22年7月1日から施行する。(平成22年6月29日22建企第197号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。(令和3年3月2日2建企第617号)

この要領は、令和6年4月5日から施行する。(令和6年4月5日 6建企第7号)

(様式1)

特定建設関連業務委託共同企業体協定書(甲型)

(目的)

第1条 当設計共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 発注に係る 業務委託(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「業務委託」という。)の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 ・ 特定建設関連業務委託共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事業所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、業務委託の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務委託を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地

設計株式会社

県 市 町 番地

コンサル株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 設計株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札(電子入札に限る。)、業務委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当企業体の解散後、当企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合には、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

設計株式会社	%
コンサル株式会社	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務委託の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務委託の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、業務委託の請負契約の履行及び下請契約その他の業務委託の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、業務完成の都度当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務委託を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して業務委託を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなつた場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

設計会社他 社は、上記のとおり ・ 特定建設関連業務委託共同企業体を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

設計株式会社
代表取締役 印

コンサルタント株式会社
代表取締役 印

(様式2)

特定建設関連業務委託共同企業体協定書(乙型)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 発注に係る 業務委託(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「業務委託」という。)の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、
・ 特定建設関連業務委託共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、 年 月 日に成立し、業務委託の請負契約の履行後3ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 本業務を受託することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は次のとおりとする。

県 市 町 番地

設計株式会社

県 市 町 番地

コンサル株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同企業体は、 設計株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札(電子入札に限る。)、業務委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物(契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章

及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当企業体の解散後、当企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合には、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

の 業務	設計株式会社
の 業務	コンサル株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が本業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合に対する構成員の責任)

第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

設計会社他 社は、上記のとおり ・ 特定建設関連業務委託共同企業体を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

設計株式会社

代表取締役

印

コンサルタント株式会社

代表取締役

印

(様式3 契約時(乙型用))

・ 特定建設関連業務委託共同企業体
協定書第8条に基づく協定書(当初)

発注に係る下記業務については、
・ 特定建設関連業務委託共同企業体
協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する業務の価額を次のとおり定める。

記

分担業務価額(消費税分及び地方消費税分を含む。)

の 業務 設計株式会社 円

の 業務 コンサル株式会社 円

設計株式会社外 社は、上記のとおり分担業務価額を定めたのでその証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

・ 特定建設関連業務委託共同企業体
代表者 設計株式会社 代表取締役 印

コンサル株式会社 代表取締役 印

(様式4 変更契約時(乙型用))

・ 特定建設関連業務委託共同企業体
協定書第8条に基づく協定書(第 回変更)

発注に係る下記業務については、 ・ 特定建設関連業務委託共同企業体
協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する業務の価額を次のとおり定め
る。

記

分担業務価額(消費税分及び地方消費税分を含む。)

の 業務 設計株式会社 円

の 業務 コンサル株式会社 円

設計株式会社外 社は、上記のとおり分担業務価額を定めたのでその証拠とし
てこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

・ 特定建設関連業務委託共同企業体
代表者 設計株式会社 代表取締役 印

コンサル株式会社 代表取締役 印